

参考資料

年金個人情報について

1. 年金個人情報の特性

- ◎ 過去の職歴や報酬などプライバシー性が非常に高い情報。
- ◎ 年金を受給する権利や給付額に直結する、個人の権利性が非常に強い情報。
- ◎ 年金を受給する権利を取得するまでの間、適正かつ超長期的な管理が必要な情報。

2. 年金個人情報の範囲

	国民年金原簿の記載事項 (国民年金法第14条・同規則第15条)	厚生年金保険法の原簿の記載事項 (厚生年金法第28条・同規則第89条)	その他の保有個人情報 (実行上)
法律事項	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失 ③種別の変更 ④保険料の納付状況 ⑤基礎年金番号	①被保険者の氏名 ②資格の取得及び喪失年月日 ③標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額) ④基礎年金番号	○共済組合員情報 ・基礎年金番号 ・氏名、生年月日、住所、性別 ・共済組合コード・資格情報 ・被扶養配偶者情報 ・年金受給情報記録
省令事項	⑥性別 ⑦生年月日 ⑧住所 ⑨給付に関する事項 ⑩保険料の免除に関する事項 ⑪国民年金基金の加入年月日	⑤生年月日 ⑥住所 ⑦被保険者の種別 ⑧基金の加入員であるかないかの区別 ⑨事業所の名称及び船舶所有者の氏名又は名称 ⑩基金の名称 ⑪賞与の支払年月日 ⑫保険給付に関する事項	○雇用保険情報ファイル ・雇用保険被保険者番号 ・基本手当支給記録 ○一号被保険者所得情報 (市町村から入手)

等

年金個人情報の管理について

- 年金個人情報（年金の原簿の記録）は、職歴や報酬などプライバシー性が高いこと、給付に直結し権利性が強いこと、長期に保存することから、①行政機関が保有する他の個人情報よりも厳格な情報の保護を日本年金機構法で定め、②いつでも本人が最新の記録を確認できるよう、情報を提供・開示する仕組みとしている。

情報の厳格な保護・再発の防止

年金個人情報を厳格に保護し、誤りの発生を防ぐ

- 日本年金機構法に基づき、行政機関が保有する他の個人情報よりも、厳格な保護・管理
- 広報・チラシなどを活用したご本人・事業主の意識啓発（迅速な届出等）
- 届出誤りがあった事業主への指導
- 市町村との連携、関係団体の協力など

厳格な保護と適切な利用提供範囲の検討

届出漏れ・誤りの未然防止
訂正事例の事業所調査への活用

最新の情報の開示

誤りを早期に発見するため、最新の情報を提供・開示

- いつでもご本人が最新の記録を確認できるよう、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」により、年金記録の情報を開示
- 日本年金機構での相談業務や事業主への調査などを通じた早期の発見など

本人による記録確認の推進・
情報提供の拡充

訂正の手続き

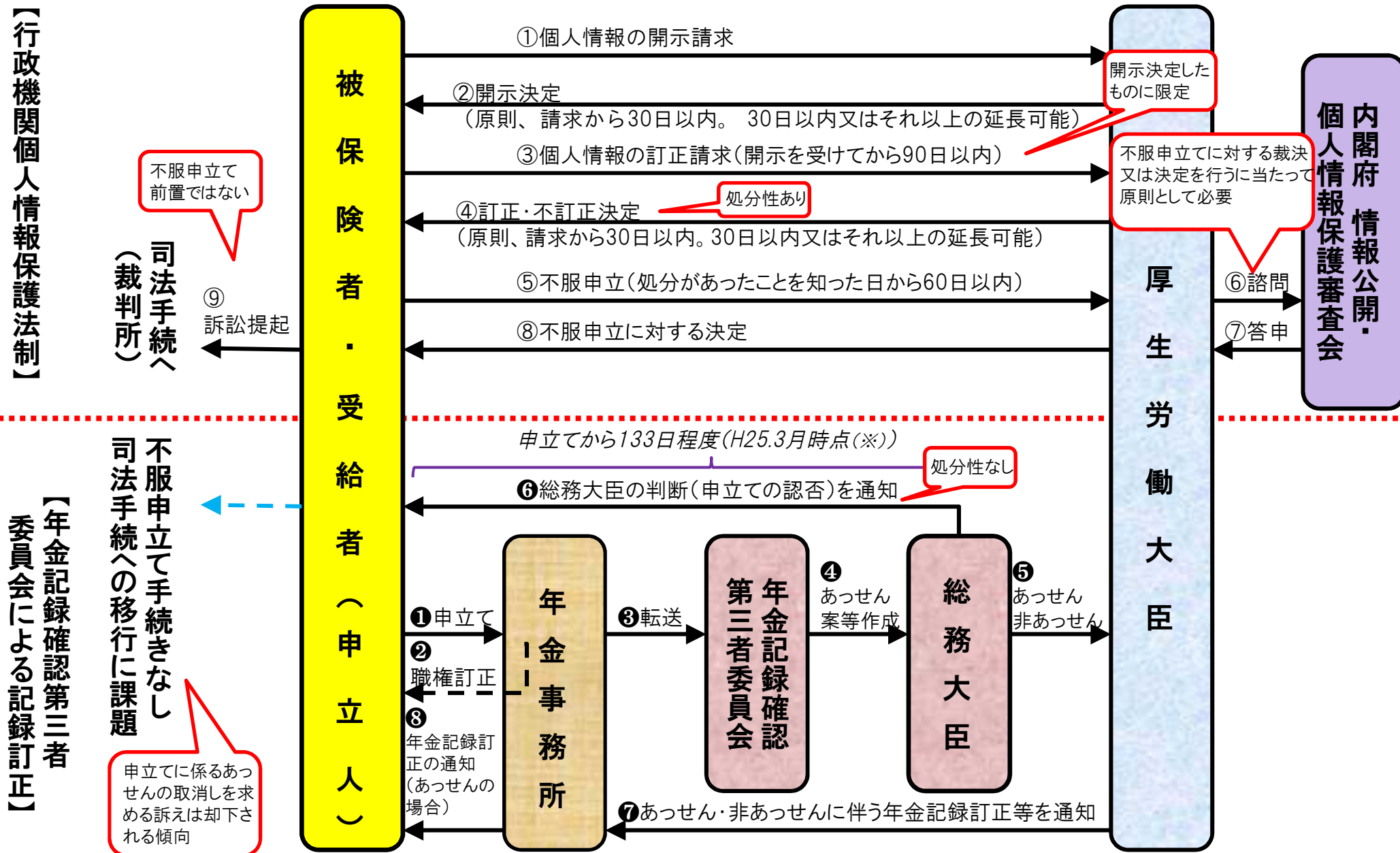
誤りがあった場合、以下の訂正の手続きがある

- 客観的資料などにより、年金事務所で確認できるものは訂正。
- 本人の申出と記録とが異なる場合に、総務省第三者委員会が国民の立場に立って検討し、関係者への必要な調査を行い、記録訂正のあつせん。（当分の間、臨時・緊急的に設置されたもの）
- 行政機関個人情報保護法に基づく訂正手続では、開示請求を経た上で訂正請求を行い、訂正。（開示請求前置）

事業主の届出漏れ・誤り事案が発生
年金制度に記録の訂正手続の整備が必要

年金個人情報の特性（プライバシー性が高く、権利性が強い等）を踏まえた適正な管理、国民の信頼の確保

行政機関個人情報保護法制・総務省年金記録確認第三者委員会による年金記録訂正の流れ



※総務省年金記録確認第三者委員会の調査結果による。

年金記録確認第三者委員会の概要

- 年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示すため、年金記録確認第三者委員会を総務大臣の下に設置。
(平成19年6月22日)
委員会作成のあつせん案を踏まえ、総務大臣から厚生労働大臣にあつせん(※1)を行い、厚生労働省(日本年金機構)はこれを尊重して記録を訂正。

※1 総務省設置法(第4条第21号)に基づくあつせん「各行政機関の業務(中略)に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関する事」

- 判断及びあつせん案の作成に当たっては、申立ての内容が、社会通念に照らし、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準としている。

(1) 年金記録確認中央第三者委員会

- ① 役割
 - i) 年金記録に係る苦情あつせんに関する基本方針の策定 (平成19年7月10日総務大臣決定)
 - ii) 各地方委員会があつせんを行うに際しての先例となるような苦情あつせん案の作成
- ② 設置場所: 総務省本省
- ③ 委員: 30人以内 (委員長: 高野利雄弁護士(元名古屋高等検察庁検事長))

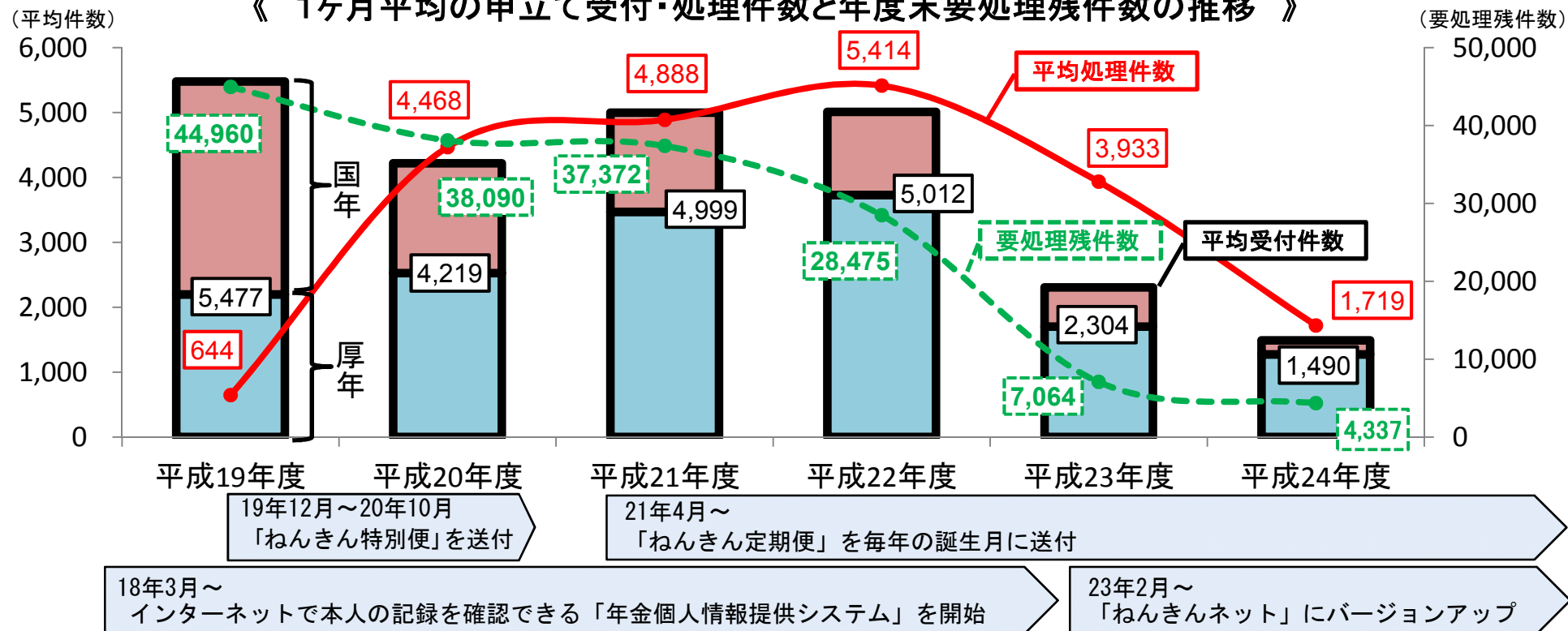
(2) 年金記録確認地方第三者委員会

- ① 役割: 個別の苦情あつせん案の作成
- ② 各管区行政評価局、沖縄行政評価事務所及び行政評価支局 (全国9か所)
- ③ 委員: 各地方委員会ごとに以下のとおり
 - ・関東 : 150人以内
 - ・中部、近畿 : 40人以内
 - ・北海道 : 30人以内
 - ・東北、中国、四国、九州、沖縄: 20人以内

第三者委員会発足以降の申立ての受付件数と処理状況

- 第三者委員会発足以降、これまで約 26.6万件（約 12.4万件の記録回復）の申立てを処理。
- 年金記録訂正に係る月平均の申立て受付件数については、近年低下傾向。
〔平成21年12月分 8,318件（ピーク）→ 平成25年3月分 1,386件〕
- 申立て事案の多くは、厚生年金事案が中心となっている。
- 年金記録訂正に係る要処理残件数は、大幅に減少。
〔① 平成22年度末の約28,500件は、24年度末では約4,300件に減少
② 平成19年度末（約45,000件）に比して24年度末では約10%まで減少〕

《 1ヶ月平均の申立て受付・処理件数と年度末要処理残件数の推移 》



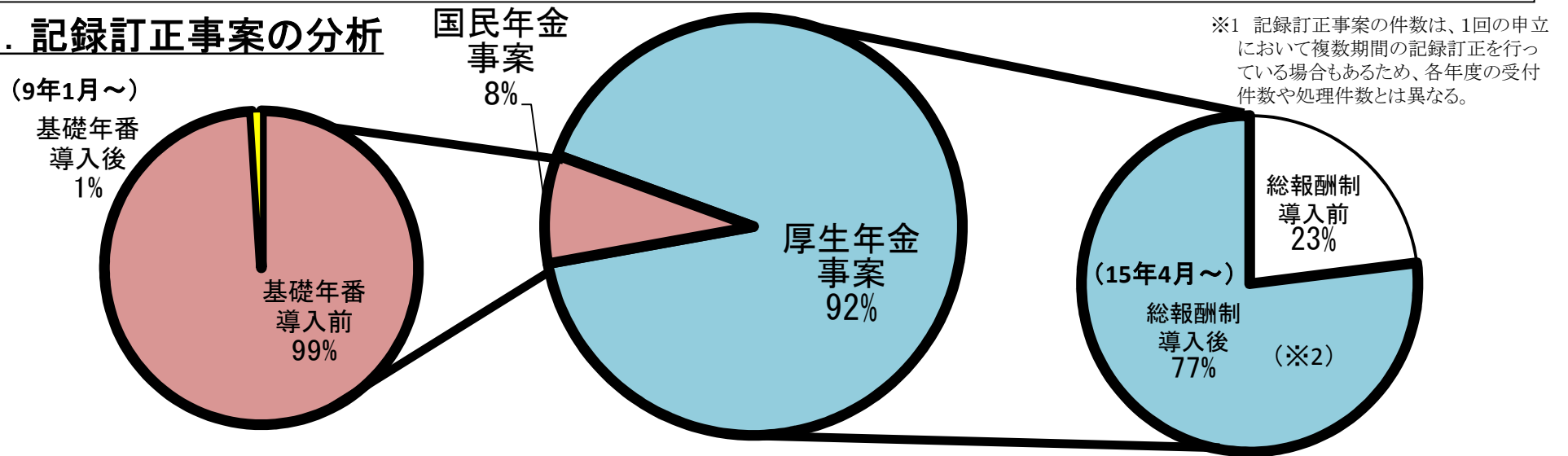
(注)

- 棒グラフ濃い部分が国民年金、薄い部分が厚生年金に係る事案の受付件数(月平均)を示している。
- 折れ線グラフの実線部分は、年金事務所(回復基準)・第三者委員会の処理件数(月平均)を示している。
- 点線部分は各年度末の要処理残件数を示している。

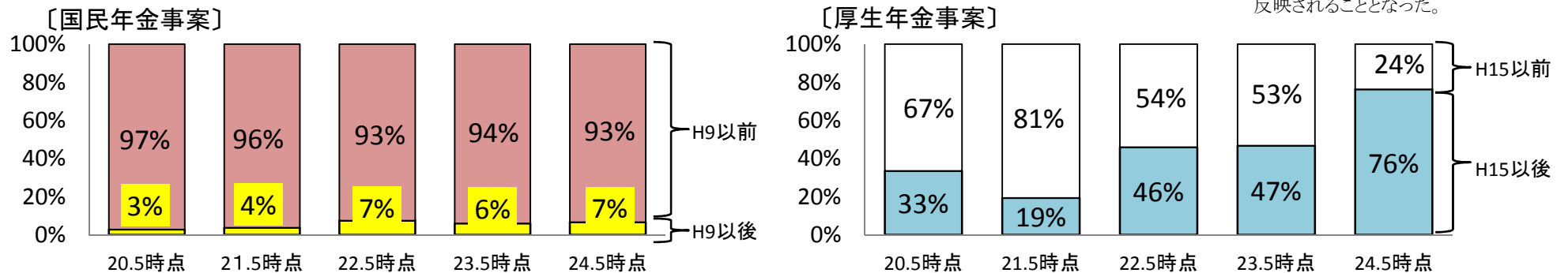
最近の記録訂正事案の状況

- 平成24年度(24年4月～25年3月)における記録訂正事案(※1)の多くは、厚生年金事案が中心となっている。
- 国民年金事案は、基礎年金番号導入(平成9年1月)以前のものが大半となっている。
 - 厚生年金事案は、総報酬制導入(平成15年4月)以後(※2)のものが全体の約7割以上となっている。

1. 記録訂正事案の分析



2. 各年5月時点における記録訂正事案の割合推移



(注) 総務省第三者委員会のあっせん事案分については、厚生労働省へのあっせん一覧(あっせん日)(上記2は、第三者委員会転送受付日)に基づき作業(平成25年3月末)。
年金事務所段階における記録回復事案分については、事跡管理システムに登録してあるデータ(入力日)に基づき作業(平成21年10月～平成25年3月末)。

厚生年金事案の誤り要因について

➤ 新しい厚生年金の記録(※1)に関する申立事案は、事業所からの届出の漏れや誤りなどが主な原因となっている。

(誤り等の主な事例)

○ 賞与支払届の届出漏れ・賞与額の届出誤り

- ① 事業主が「賞与」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た賞与額が誤っている
(賞与支給額ではなく諸控除後の額を届け出ている、賞与の一部を算入していないなど)
- ② 賞与額の記載ミスがある(金額を一桁間違えているなど)、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い賞与額を届け出ているなど

○ 算定基礎届・月額変更届における報酬額の届出漏れ・届出誤り

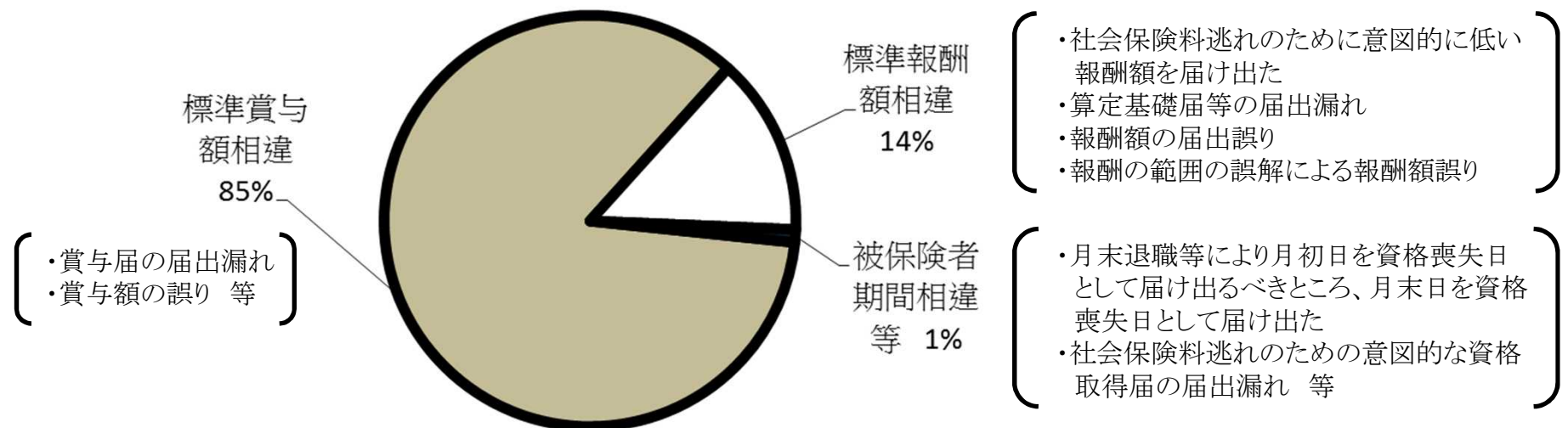
- ① 一部の被保険者についての報酬額の届出漏れのミスがある
- ② 事業主が「報酬」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た報酬額が誤っている(基本給部分だけを算入している等)
- ③ 報酬額の記載ミスがある、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い報酬額を届け出ている など

○ 資格取得届の届出漏れ・届出誤り

- ① 事業所において「試用期間」を設定し、試用期間中は厚生年金に加入させないという法律に反する取扱いをしている
- ② 入社後2か月で退職した者について資格取得届を提出していない
- ③ 事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に資格取得届を提出しない
- ④ 転勤事例で、新職場の資格取得届を提出する際、旧職場の資格喪失届の日付と月をまたいで異なった日付としている など

※1 年金記録確認第三者委員会が設置された平成19年6月22日以降の期間に係る厚生年金の年金記録をいう。

《新しい厚生年金の年金記録に関する申立てのうち記録訂正をあっせんされた事案の申立類型別の内容》(※2)



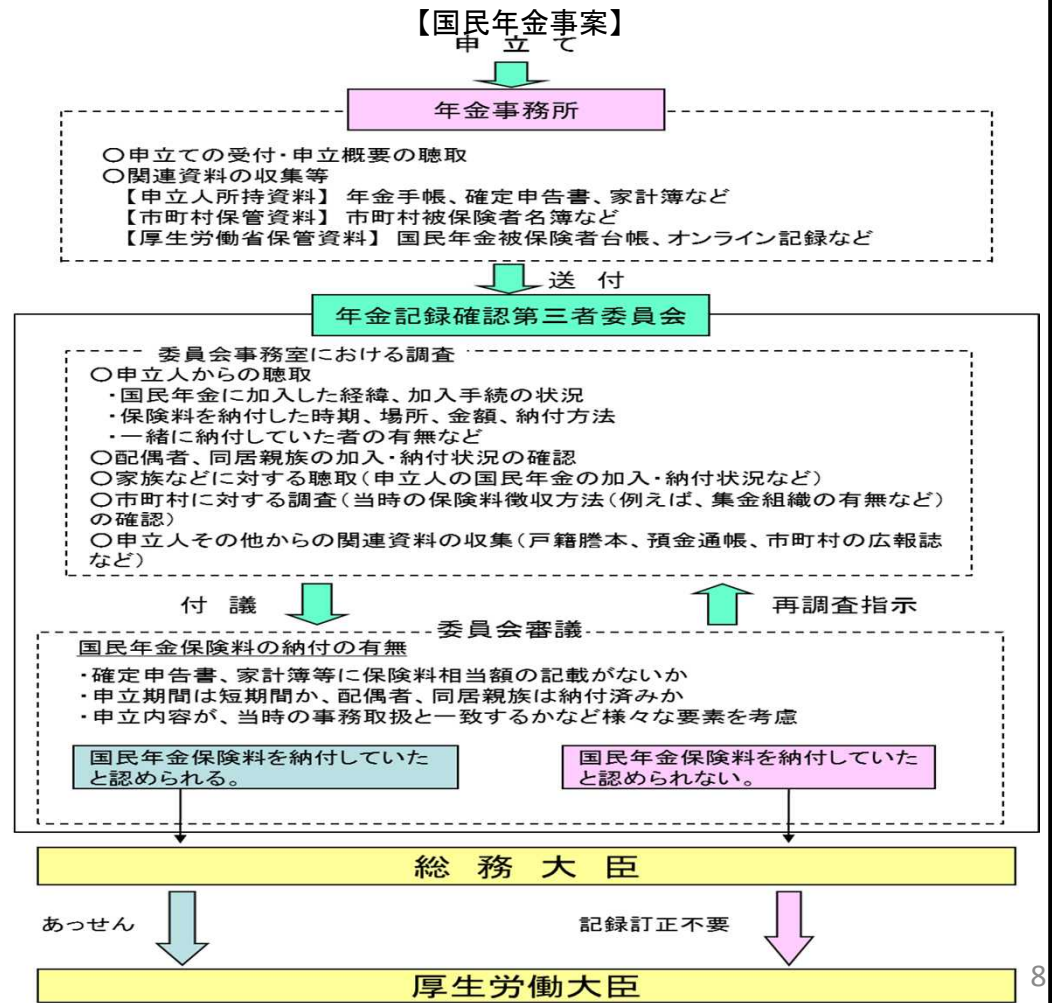
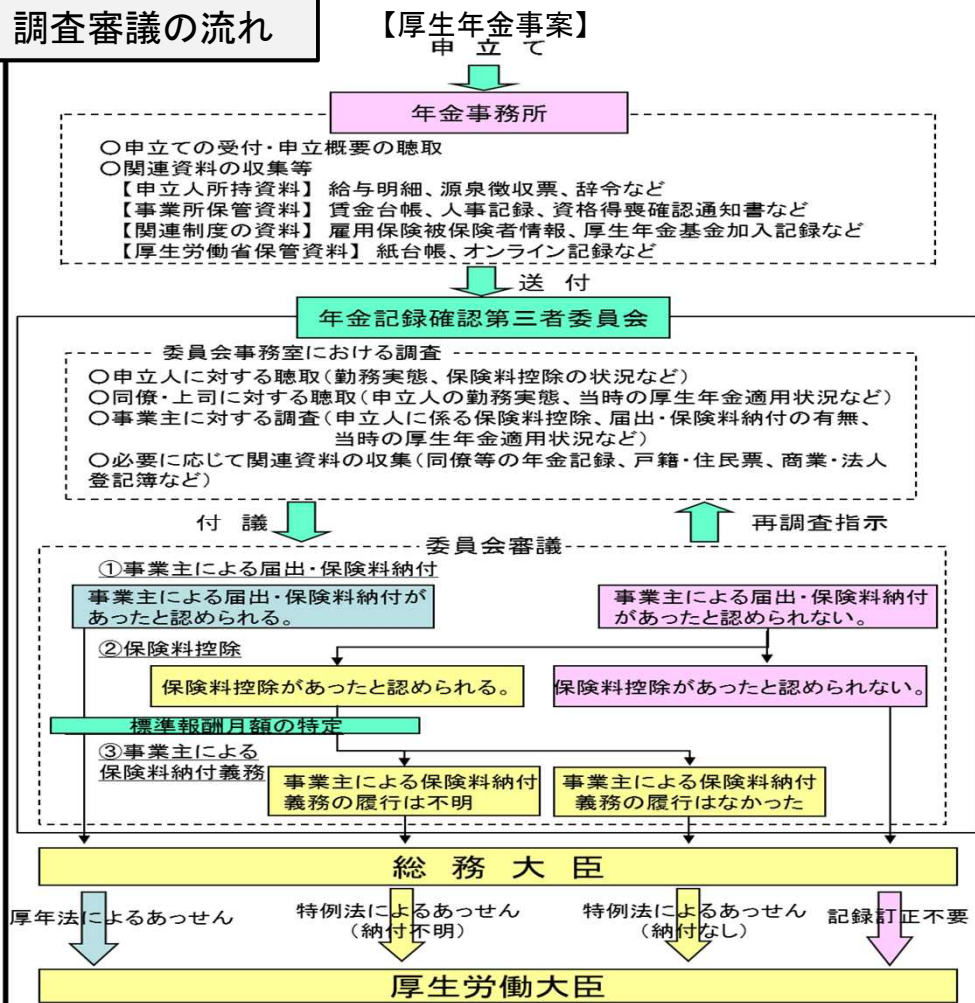
※2 出典：「年金記録確認第三者委員会報告書(平成23年6月)」より算出 (平成23年5月31日時点において、処理済みとされた数値を活用)

総務省年金記録確認第三者委員会における調査審議について

＜年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針(平成19年7月10日 総務大臣決定)より抜粋＞

- ◆ 申立内容の調査・検討に当たっては、別表1に掲げる調査事項を踏まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料(納付事実等を推認するに足る証拠)及び周辺事情(証拠ではないが判断に資する事情)を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、日本年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- ◆ 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- ◆ 前記判断を行うに当たっては、別表2に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表3に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。(別表1～3は参考資料2を参照)

調査審議の流れ



平成23年6月「年金記録確認第三者委員会報告書」提言事項

新たな年金記録確認体制の構築

- より一層優れた年金記録確認の仕組みとすることが可能。
- 年金行政に対する国民からの信頼の確保に資する。

1. 一層迅速かつ効率的な事案処理

- ① 一義的には行政機関が記録訂正の要否を判断し、それに不服がある場合には合議制機関に判断を求める二審制的な仕組みを導入することで、最終的な判断の公正・中立性、第三者性を現状と同様に担保しつつ、一義的な結論を出すまでの期間を現状より短縮。
- ② 合議制機関の体制も現状より縮小可能。

2. 体制の一元化による効果的な取組

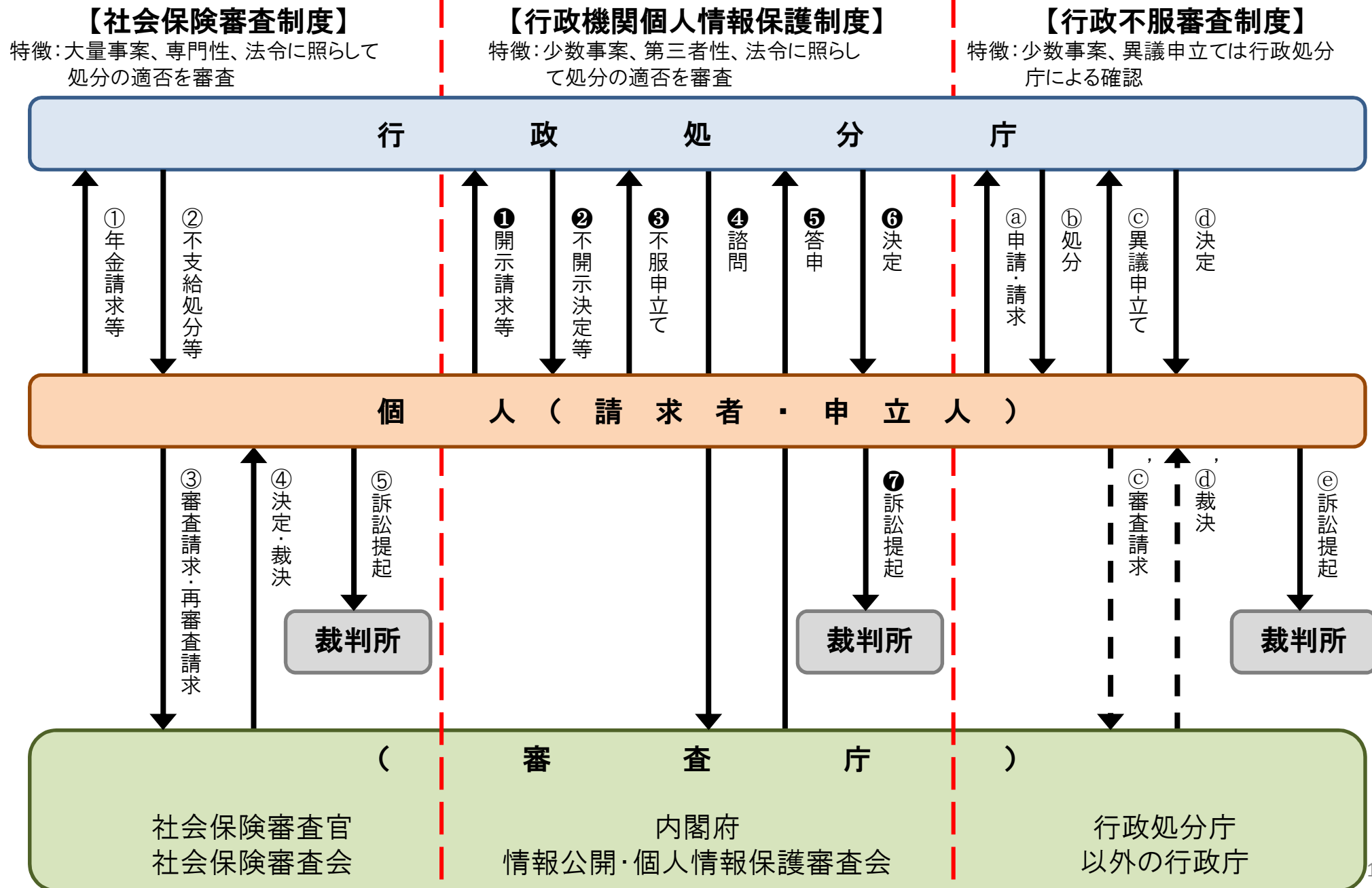
- ① 総務省及び厚生労働省の2省にまたがる二元体制を、年金行政の体系の下に一元化することで、年金記録確認の取組全体をより効率的・効果的に実施。

3. 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組み

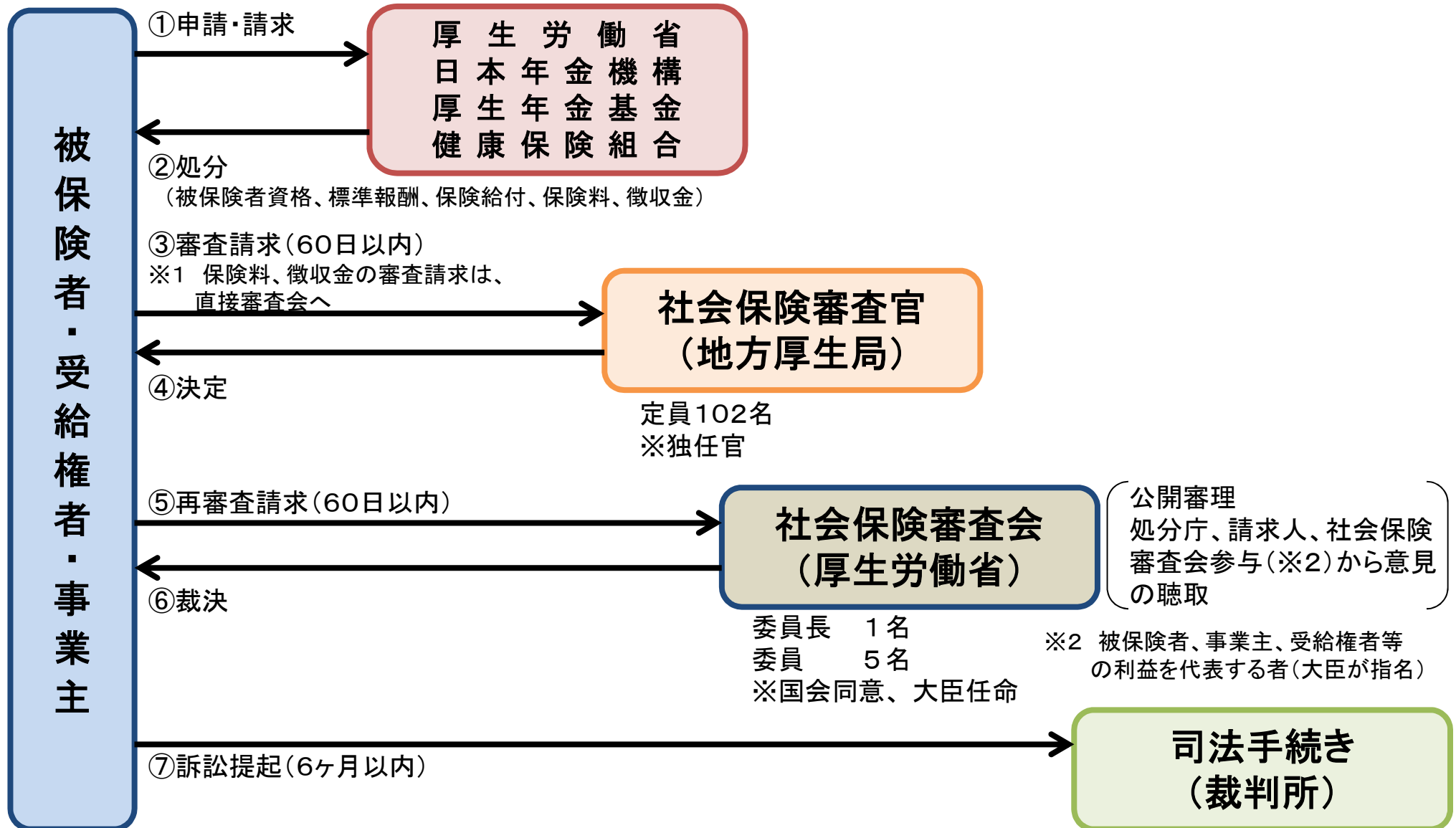
- ① 第三者委員会の判断（＝総務大臣の行うあっせんの案の作成）について訴訟を提起しても、あっせんは事実上の行為に過ぎないため、却下される傾向。
- ② 新たな体制の構築により司法手続も考慮に入れた仕組みとすることも可能。

以上を踏まえ、新たな年金記録確認体制の構築について政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう強く要請。

各不服申立て制度の流れ



社会保険審査制度の概要



「ねんきん定期便」、「ねんきんネット」について

	ねんきん定期便	ねんきんネット
開始時期	平成21年4月～	平成23年2月～
概要	年金制度に対する国民の理解を深め、信頼を向上させるため、被保険者の方に、毎年、誕生月に保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。	被保険者・受給者の方が、いつでも、どこでも、最新の年金記録を確認できるよう、保険料の納付実績や将来の給付に関する情報提供を行う。
手段	郵送	インターネット(パソコン)
頻度	毎年1回(被保険者の誕生月)	24時間(いつでも閲覧可)
対象者	被保険者(受給中の被保険者を含む)	被保険者(受給中の被保険者を含む)・受給者
内容	① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 毎月の保険料の納付額(国民年金は納付状況) ⑤ 保険料の納付額(総額) ⑥ 年金見込額(受給中の被保険者を除く)	【被保険者】 ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 保険料の納付額(総額) ⑤ 後納・追納等可能な月数と金額の確認 ⑥ 働き方など各種条件での年金見込額試算 【受給者】 ① 年金加入期間 ② 制度の加入履歴 ③ 毎月の標準報酬月額、標準賞与額 ④ 働き方など各種条件での年金見込額試算
予算	約64億円(25年度)	約21億円(25年度)
実績	24年度:6,578万件 22年度:6,610万件 23年度:6,525万件 21年度:6,673万件	ID発行件数:約250万件(25年11月時点)
備考	・ 節目の年齢(35歳、45歳、59歳)の方への定期便は、全期間の情報を封書で送付し、その他の年齢の方への定期便は、直近の1年間の情報をハガキで送付。 ・ 平成25年度は、59歳の方には直近の1年間の情報をハガキで送付。	・ インターネットが利用できない方のために、コールセンターや市区町村(640)、郵便局(203局)で年金記録の提供サービスを実施(25年11月現在)。 ・ 電子版の「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの受給者通知の確認が可能。 ・ 持ち主不明記録検索にも対応。

目的・概要

- サービス向上

- 【裏面】

【表面】

ねんきん定期便

照会番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づいて作成されております。
 ご不明な点や記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にご連絡ください。

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

1 これまでの年金加入期間 (共済組合の加入記録は含まれておりませんので、各共済組合にお問い合わせください)

国民年金				厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	遺族年金 計 (未納期間を除く)				
月	月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額 (今後の加入実績により年金額は増加します)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 (老齢基礎年金・老齢厚生年金 合計)	(年額)	円

※ 老齢基礎年金額には、厚生年金保険や船員保険の第1号被保険者の期間も含まれております。
 ※ 年金額が算出されていない場合は、期間が置かれている年金加入記録がある場合などです。お近くの年金事務所にお問い合わせください。

上記の年金額を、仮に20年間受給した場合は、円になります。

(仮定で加入した場合の年金受給額は「ねんきんネット」で試算できます)

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金 (第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険 (厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 (国民年金・厚生年金保険 合計)	(累計額)	円

国民年金基金の保険料納付額は、加入期間当時の保険料額 (月) 額を基に、当時の保険料率を使い、以下の数値で計算しています。
 ・ 国民年金と事業主が折半して負担していますが、ここでは、被保険者本人が負担した額について計算しています。
 ・ 厚生年金基金加入期間は、老齢保険料 (事業主が厚生年金基金に納付する保険料額) を除いて計算しています。
 (注: 「年金の見直し決定」の保険料納付額も同様に表示しています)

さらに詳しくご自身の年金記録をご確認いただく場合は、「ねんきんネット」(画面参照) をご利用ください。

※ このマークは、番号コードです。
 届の不届由の方には、お一人おひとりの年金記録に関する情報は番号で聞くことができます。

【裏面】

[illegible]

※ 50歳未満の方用の「ねんきん定期便」(35・45歳の方を除く)

「ねんきんネット」のポイント

年金記録の確認

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
 - ・ 国民年金記録のうち、誤りの可能性のある死亡者の記録
 - ・ 未統合記録5,000万件

サービス向上

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」等の電子版を確認可能

「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和63年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

クリックすると
詳細を表示します。

※「各月の年金記録の情報」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

【参考】

ユーザーID	23. 3 時点	24. 3 時点	25. 3 時点
発行件数の推移	47,546	785,153	1,658,558

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

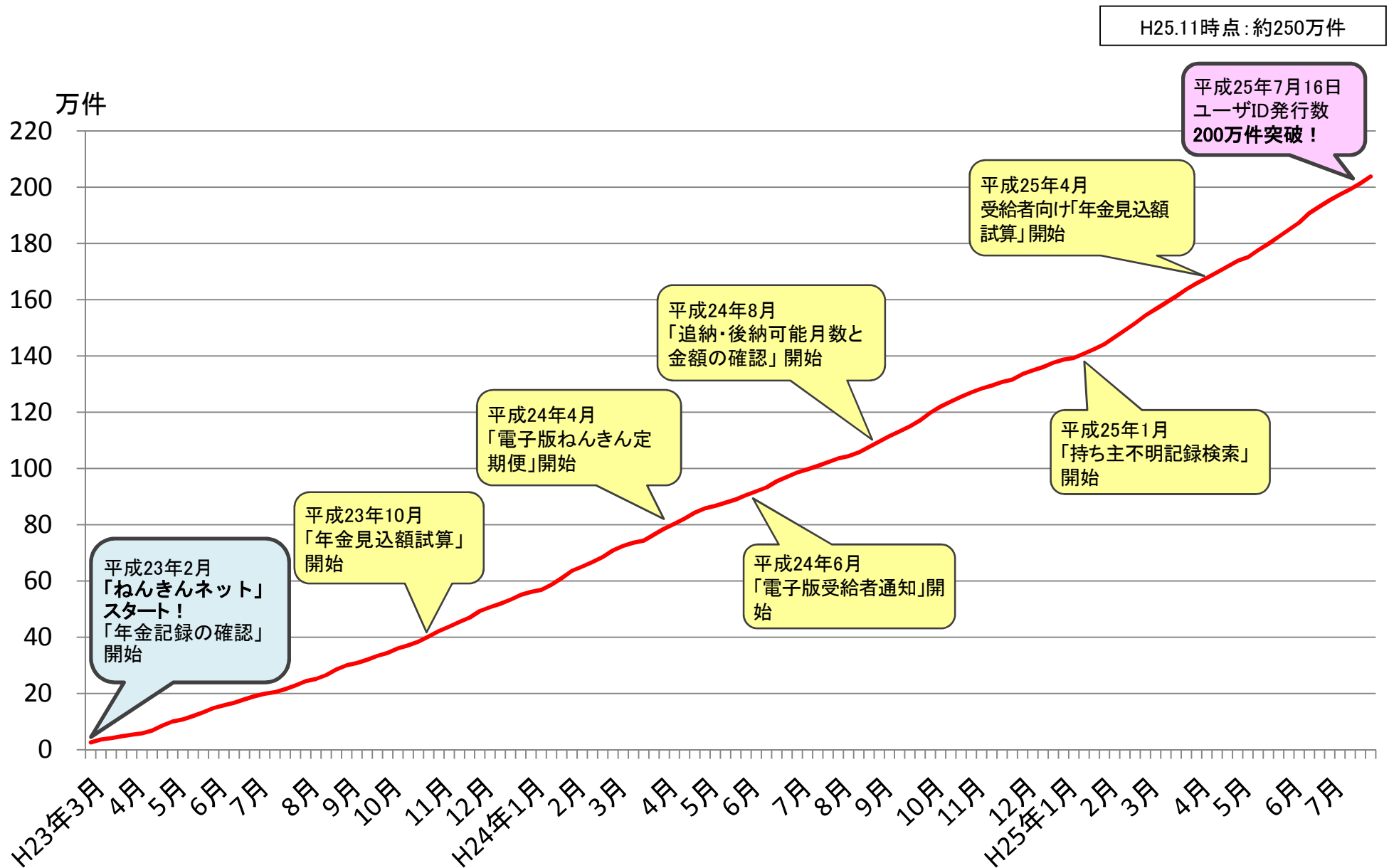
前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

厚生年金

対象年月	平成3年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	xxx,xxx円
標準賞与額	---

※「ねんきんネット」は、平成23年2月から日本年金機構のHPにて提供中のサービス。

「ねんきんネット」ユーザID発行数の推移



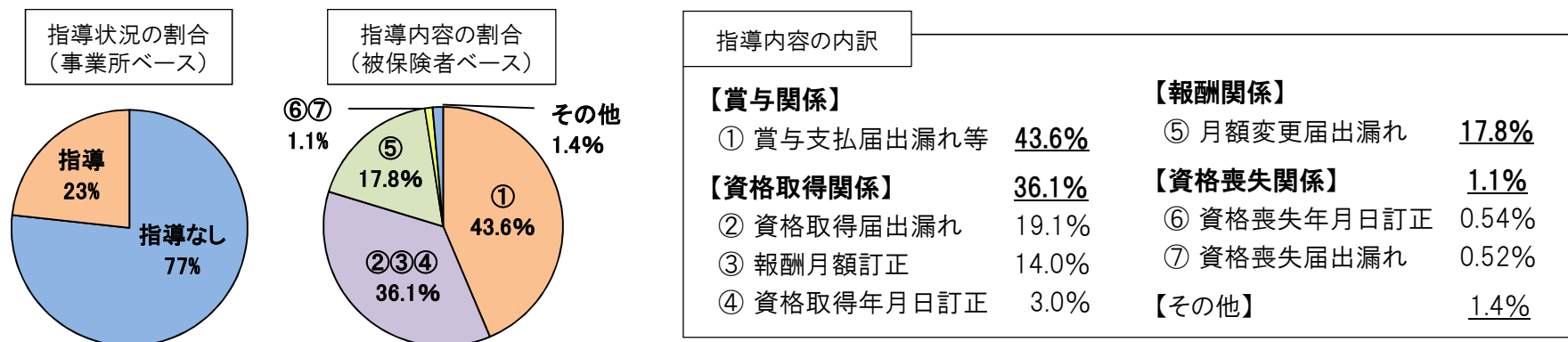
適用事業所からの届出漏れ・届出誤りの実態等について

1. 届出漏れ・届出誤りの実態の把握

適用事業所から提出された届書の不備等については、適用事業所調査により把握している。調査結果は紙ベースで管理されており、その指摘件数を年金事務所から報告する仕組みはあるが、その指摘内容を継続的かつシステム的に集約する仕組みは構築されていない。

なお、平成23年12月に届出漏れ・届出誤りの防止の観点から、全適用事業所宛てに事業所調査において見受けられた事例の注意喚起のお知らせを実施。その際にサンプル抽出した事業所調査における指導状況は以下のとおり。

【平成22年度事業所調査結果について、31年金事務所の調査事業所6,033件を集計】



2. 届出漏れ・届出誤りに対する主な取組み（別紙1～3は参考資料1を参照）

(1) 周知・広報による周知等

- ① 平成23年12月に実施した届出漏れ・届出誤りの注意喚起のお知らせについては、事業所調査において見受けられた代表事例をイベント別に分類したチラシ（別紙1）を事業主宛てに送付する保険料納入告知書（以下「納入告知書」という。）に同封して周知した。併せて同チラシを日本年金機構ホームページに掲載した。
- ② 毎月送付する納入告知書に同封する「日本年金機構からのお知らせ」の表面（全国版）には、各種届書の提出時期を考慮した注意喚起等を掲載（別紙2）、また、裏面（地方版）には、必要に応じて各年金事務所等において見受けられた届出漏れ・届出誤り等を踏まえた注意喚起等を掲載（別紙3）している。また、同お知らせは、バックナンバーとして日本年金機構ホームページに掲載している。

(2) 事業所向け説明会による周知等

- 平成25年度においては、現場からの要望を踏まえ算定基礎届の注意点や記載方法をまとめた「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」（別冊）を作成し、これから開催予定の算定基礎届事務説明会において活用することとしている。

(3) その他

- 事業所調査による指導、電子（媒体）申請等の推進、一括適用制度・本社管理制度の促進を行っている。

適用事業所に対する事業所調査について

総合調査は、事業所規模・業態及びコンプライアンス等を総合的に勘案して対象事業所を選定し重点調査として実施、定時決定時調査は、総合調査の以外の事業所を対象に算定基礎届等が適正に行われているかポイントを絞って調査を実施している。

1. 総合調査

主に以下に関する事項の適否等について、個別訪問や年金事務所に来訪を求め、労働者名簿、出勤簿、就業規則、賃金台帳、源泉所得税領収証書、会計帳簿、扶養控除申告書等を照合して総合的に事実確認を行う。

① 被保険者の資格取得

⇒ 届出漏れはないか(短時間就労者、外国人労働者、派遣労働者等に留意)。 資格取得年月日は適正か。偽装的雇用はないか。等

② 被保険者の標準報酬

⇒ 報酬は適正か。報酬に算定漏れはないか。 極端な報酬月額の変動がないか。賞与の届出は適正か。 等

③ 事業所の状況 ⇒ 報酬の支払状況(支払日、昇給月等)の確認等

④ 被保険者の資格喪失 ⇒ 届出漏れはないか。資格喪失年月日は適正か。被保険者証の回収不能の処置は適切か。 等

⑤ 被扶養者の認定 ⑥ 保険給付(傷病手当金等)の請求、療養の給付 ⑦ 保険料

2. 定時決定時調査

以下に関する事項の適否等について、算定基礎届の提出(毎年7月)の際に調査会場に来訪を求め、出勤簿、就業規則、賃金台帳、源泉所得税領収証書等を提示させ、算定基礎届総括表及び算定基礎届等の記載内容と照合して事実確認を行う。

① 被保険者の資格取得

⇒ 届出漏れはないか(短時間就労者、外国人労働者、派遣労働者等に留意)。 等

② 被保険者の標準報酬

⇒ 報酬は適正か。報酬に算定漏れはないか。 極端な報酬月額の変動がないか。 賞与の届出は適正か。 等

③ 事業所の状況 ⇒ 報酬の支払状況(支払日、昇給月等)の確認等

3. その他

- ・ 事故調査 : 被保険者や第三者及び関係機関等からの情報提供により事故が予測される事業所に対する調査 等
- ・ 特別調査 : 会計検査院の指摘に基づく調査、遡及訂正処理に係る事実確認のための調査 等

日本年金機構法における年金個人情報規定について① (一般法(行政機関個人情報保護法)との比較)

1. 個人情報の範囲

⇒ 死亡した者の情報も生存者と同様に扱う

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
第2条 (略) 2 この法律において「<u>個人情報</u>」とは、<u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(～略～)をいう。</u> 第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。	1 厚生労働省及び機構は、<u>年金個人情報(厚生年金保険法第28条に規定する原簿及び国民年金法第14条に規定する国民年金原簿に記録する個人情報その他政府管掌年金事業の運営に当たって厚生労働省及び機構が取得する個人情報をいう。以下この条において同じ。)</u>を保有するに当たっては、それぞれその所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2. 利用目的外の利用・提供の制限

⇒ 法律に基づき利用・提供しなければならない場合に限定

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
第8条 行政機関の長は、<u>法令に基づく場合を除き</u>、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	4 厚生労働大臣(～略～)及び機構は、<u>法律の規定に基づき、年金個人情報を自ら利用し、又は提供しなければならない場合を除き</u>、利用目的以外の目的のために年金個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

日本年金機構法における年金個人情報規定について② (一般法(行政機関個人情報保護法)との比較)

3. 目的外での利用・提供が可能な範囲の限定

⇒ 判断の余地が生じないように、より具体的に限定

行政機関個人情報保護法	日本年金機構法第38条
第8条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは</u>、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 行政機関が<u>法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度</u>で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、<u>法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度</u>で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、<u>その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき</u>。	5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、<u>次の各号のいずれかに該当するときに限り</u>、利用目的以外の目的のために年金個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人(～略～)又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 厚生労働大臣及び機構が<u>次に掲げる事務の遂行に必要な限度</u>で年金個人情報を利用し、又は相互に提供する場合であって、当該年金個人情報を利用し、又は提供することについて相当な理由のあるとき。 イ～ニ … ※ 政府管掌年金事業の運営に関する事務等を規定。 三 <u>次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度</u>で年金個人情報を提供する場合であって、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。 イ～ト … ※ 政府管掌年金事業の運営に関する事務のうち、法令の規定により厚生労働大臣又は機構以外の者が行うこととされているもの等を規定。 四 専ら統計の作成若しくは学術研究の目的のために年金個人情報を利用し、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。